「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事録

１　日　　時　平成２６年７月１６日（水）午後２時３０分から午後４時３０分まで

２　場　　所　長野地方裁判所松本支部会議室（本館３階）

３　参加者等

司会者　藤　井　敏　明（長野地方裁判所長）

裁判官　本　間　敏　広（長野地方裁判所松本支部判事）

検察官　髙　橋　　朋（長野地方検察庁松本支部検事）

弁護士　中　野　勝　志（長野県弁護士会所属）

１番（補充裁判員経験者）　７０代・男性・会社役員

２番（補充裁判員経験者）　３０代・男性・会社員

３番（補充裁判員経験者）　３０代・女性・公務員

４番（裁判員経験者）　６０代・男性

長野司法記者クラブ記者　５人

４　議事録

司会者

ただ今から意見交換会を始めたいと思います。私は長野地方裁判所の所長の藤井と申します。本日の意見交換会の進行役を務めさせていただきます。私の左隣にいるのが本間裁判官で，松本支部の裁判員裁判の裁判長を務めています。それから，検察官，簡単に自己紹介をしていただけますか。

髙橋検察官

長野地方検察庁松本支部の検事の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

司会者

弁護士の方，どうぞ。

中野弁護士

長野県弁護士会の弁護士の中野と申します。よろしくお願いします。

司会者

本日は，裁判員等の経験者として４名の方にお越しいただいております。この場では，１番さん，２番さん，３番さん，４番さんということで呼ばせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず，意見交換会の趣旨を簡単にお話させていただきます。裁判員制度は施行されて５年が経過し，参加される裁判員，補充裁判員の皆様方のおかげで，おおむね安定的に運営されていると思われますが，裁判員と裁判官が真の協働といいますか，それぞれの強みを発揮して，より良い刑事裁判を実現していくためには，まだいろいろ取り組むべき課題が残されていると思います。そういう中で，裁判官，検察官，弁護士は，それぞれの立場で，あるいは，三者で集まって反省会なり，意見交換会をしながら，実務の改善を試みているわけですが，それだけではなく，実際に裁判員，あるいは補充裁判員を御経験された皆さん方が，審理を通じてどんなふうに感じられたのか，どんな御意見をお持ちなのか，御感想を含めて，率直なところをお伺いすることがとても大事ではないかと思います。特に，裁判官は，評議という段階で，裁判員，補充裁判員の皆さんと事件についての意見交換をして，御感想などをお伺いする機会もありますが，検察官や弁護人は，法廷で主張，立証された効果がどうだったのかというフィードバックをお聞きになる機会は少ないと思います。そういう意味で，こういった経験者の皆さんの御感想を，検察官や弁護士の皆さんにもお聞きいただくことは，とても貴重な機会だと考えております。

最初に，今日御出席の４名の皆さんから，裁判員裁判を経験して，全般的にどんな御感想をお持ちになったのかお話を伺えればと思います。

１番の方は，平成２５年１月に裁判が行われた強盗致傷，現住建造物等放

火事件に，補充裁判員として担当していただきました。パチスロの景品交換所の従業員を脅してお金を要求したところ，拒まれたため，窓口からガソリンをまいて，ライターで火をつけて景品交換所の建物を燃やし，窓口にいた女性従業員に入院加療４４日間の，後遺症が残る重いやけどの傷害を負わせたという事案です。被告人の責任能力について弁護人側から主張がされて，結論としては被告人の刑事責任は完全責任能力だということになり，検察官の懲役１５年の求刑意見に対して，懲役１３年という判決がされたようです。１年半以上前の御経験ですので，記憶を喚起するのがなかなか大変かもしれませんが，全般的な御感想をお伺いできればと思います。１番の方，よろしくお願いいたします。

１　番

私が裁判員裁判に参加するに当たって，裁判所に来たのが初めてだったんですけれど，私は，裁判官というのはとても堅物で，嫌な感じで，ものも言いたくないという，そういう感じだと思っていたんですが，意外と違って，優しく丁寧にいろいろ説明してくれて，私としては裁判官の印象が非常に良かったわけです。私は補充裁判員でしたので，補充裁判員は，野球で言えば補欠みたいなもので，どういう立場で最後までいればいいのかと思っていたんですが，参加した以上は最後まで参加してみようということで経験しました。

事件の内容につきましては，先ほど説明があったとおりですが，裁判の中では，被告人にある病名がつけられたりしていました。何かもっと素直に物事が判断されて，全て被告人に対して有利な判断の仕方があるのかなと思って聞いていたんですけれど。そのときの私の印象は，弁護士と検察官では大分違った感じで，検察官は非常に検察官らしくて，清く，正しく，美しくという感じだったんですが，弁護士は，それと違って，私の印象とすれば少し落ちるかなという感じでした。それで，被告人が法廷に立ちまして双方の話

を聞いたわけですが，ああいうことを目の前で見ると，やはり犯罪はしてはいけないということを私も自覚しましたし，関係の者に会っても，ああいうことをするとこういうことになるんだからよした方がいいというアドバイスができると思いました。判決が出て，被告人も反省して，持てる資産を被害者に与え，これから先も弁済するというようなことでしたので，早く刑期を済ませて社会人になってもらいたいと思いました。

司会者

ありがとうございました。若干補足させていただくと，ある病気があって，他にも薬の影響などがあって，犯行を止められないような状態になったという主張が弁護人からあったということなんでしょうか。そのあたりが，１番さんとしては，病気でやったということについて，あまり得心がいかなかったという御趣旨ですか。

１　番

病気で量刑が軽くなるとか，そういうことがあるとすれば，やたらとそういう変な病気が出てきてしまうんじゃないかと思うんです。素人ですから分かりませんが，そういう病気もあったんだなと私も認知しました。

司会者

ちなみに判決要旨で見ると，被害弁償の関係は８００万円支払うということを約束したということのようですが，そういうことだったんでしょうか。

１　番

はい，そうです。

司会者

ありがとうございました。それでは，引き続いて２番の方にお伺いしたいと思います。２番の方に御担当いただいたのは，平成２５年１２月に裁判がされた事件で，現住建造物等放火が１件，非現住建造物等放火が２件，それから窃盗あるいは建造物侵入等がいくつかあったようですが，こちらの事件

を補充裁判員として御担当いただきました。現住建造物等放火については，判決文を見ますと，奥さんとの間のストレスを解消するため，他人の住居に火をつけて全部燃やしてしまったという事件のようです。それから，非現住建造物等放火については，当時交際していた相手との別れ話でストレスが生じ，その解消のために公民館に放火をしたというものと，盗みの目的で神社の社務所に入ったけれど盗めなかった腹いせに火をつけたということです。あとは窃盗が若干あったということです。こちらは事実関係に争いがなく，量刑がポイントになったようで，懲役８年の検察官の科刑意見に対して，懲役７年の判決という結論になったものです。それでは２番の方に全般的な感想をお願いいたします。

２　番

私も１番の方と同じように補充裁判員という形で参加させていただきました。この事件は，被告人が逮捕されるまで，短期間に約３件の事件を起こしているんですが，もっと早く逮捕まで行き着かなかったのかなというふうにまず思いました。ただ，この事件は，建物の損傷はありましたが，人への被害は無かったので，そのことに関しては，本当に良かったなと思います。この被告人は，独特な性格だったという部分がありました。裁判の中で，人は生まれもって２０パーセントから４０パーセントの性格が決まっていると，残りの８０パーセントから６０パーセントは生活環境の中で決まるということを聞いて，性格というのは生まれもって決まっているのだということを知ったのと，環境によって人はすごく影響を受けるんだなということをこの裁判を通じて感じました。判決は懲役７年ということだったんですが，判決後，７年の刑期を終えて社会に復帰したときに，被告人は，はたして普通の生活を送ることができるのかちょっと心配になりました。というのは，独特な性格だったということがあったので，家族とか周りのサポートがないと，また同じことをやってしまうんではないかなということをすごく感じたからです。

ですので，裁判だけでなく，出所したときの国のフォローというのがすごく重要だと思います。いろんな事件を聞いていても，出所した後にまた再犯を繰り返すということが報道されていますので，国のほうでフォローにもう少し力を入れてもらえればと思いました。ただ，私の感想としましては，人が傷害を受けたりするような凶悪事件ではなかったので，この裁判はいい経験になりました。普通に生活しているだけでは，こういった司法に関わることはないわけですから，本当に勉強になりました。新聞などを読んでも，事件や裁判の記事などは，今までは流し読みにしていたんですが，新聞を開いて，そういった内容が載っていると，裁判員裁判を経験する前と後では，やはり捉え方が変わりました。本当にいい勉強になったというのが一番の感想でした。

司会者

ありがとうございました。社会復帰後の生活を心配されたというお話をいただきましたが，この方は御両親が証人で出ていらしたようなんですけれど，やはり家族のバックアップということに不安を感じたということなんでしょうか。

２　番

そうですね，御両親がいて，兄弟もいるんですが，両親との関係がうまくいっていなかったということで，この事件に発展したというのがすごく大きかったようですので，環境というのは，ものすごく影響するのだなというのを感じました。ですから，出所した後に，一番身近にいる家族の方が，気持ちを入れ替えてというか，本当に親身になって支えていかないと，同じことが繰り返されてしまうんじゃないかという心配はありました。

司会者

ありがとうございました。それでは次に，３番の方ですが，こちらは，今年の３月に裁判が行われました傷害致死の事件で，やはり補充裁判員を御担

当いただきました。事案は，被告人自身が障害を抱えていて，奥さんに介助をしてもらっているという中で，奥さんが被告人の実母を一生懸命介護してくれていて，奥さんの介護の手間を増やしたくないということから，実母にオムツを使用するように言っていたけれど，嫌がってオムツをはずすということが繰り返され，腹を立ててアルミニウム製の松葉杖で実母の胸や手足を何度か殴る暴行を加え，その結果亡くなったという事件です。事実関係には大きな争いが無く，量刑が問題になっていまして，検察官の懲役５年の求刑に対して弁護人は執行猶予付きの判決を求めて，結論として懲役４年６月という判決になったという事案です。被告人自身に身体障害があって，自分自身が奥さんの介助を必要とする中で，奥さんに過重な負担を掛けたくないという思いが背景にあったように見受けられます。この事件について御感想をお願いします。

３　番

私も補充裁判員として参加させていただいたんですけれど，まず人を死に至らしめたという人に会うのが初めてだったので，法廷で被告人を見たときに結構動揺しました。実際に法廷に出てきた証拠は，あまり生々しいものではなく，御配慮いただいていたので，話に聞いていたほどショックとかそういう感じは無かったです。話し合いを進めていく中で，例えば殺人なら，下は何年から上は何年というのが法律で決まっているんですよとか，刑を軽くできる事例はこういう事例なんですよとか，本当に量刑のいろはみたいなことから裁判官の方が教えてくれるんですけれど，本当に申し訳ないような，素人が参加していいのかなというような思いが最初から最後までありました。補充裁判員ではあったんですが，話し合いの中では意見も聞いてくださいますし，発言も聞いてくださいました。参加しているという実感はあるんですけれど，最後の量刑を決める段階では参加しないので，なんとなく宙ぶらりんといいますか，言い方が悪いかも知れませんが，ここまで参加したけれど，

最後はなんか蚊帳の外じゃないですけれど，そういう感じはありました。ただ，執行猶予のない実刑で，厳しい判決になったので，直接ではないけどそれに関わったという生々しい感触がありまして，例えば，次の日新聞で記事を読んだりしたときに，これに関わったんだよなというような，ちょっと苦いような気分がありました。

司会者

ありがとうございました。それでは全般的な感想としては最後になります。４番の方は，先月審理，判決が行われた現住建造物等放火の事件で裁判員を御担当いただきました。事件は，服役した後，弟の自宅に世話になって，妻子あるいは実母と一緒に生活していたんですが，独り暮らしをして自立しようということで，資金援助あるいはアパートを借りる保証人を実母に頼んだところ断られ，助けてくれないという思いから恨みを感じて，弟の住居に火をつけて全焼させたという事案のようです。事実関係には争いがなく，量刑が問題になり，２日間の審理と評議を経て，検察官の求刑が懲役１０年のところ，判決は懲役９年ということになったようです。それでは４番の方，御感想をお願いいたします。

４　番

一番新しいところで関わらせていただいたんですけれど，何日前かに出頭しなさいということで呼ばれて，これだけの人がいたら当たることもないだろうという気持ちで座っていたんですけれど，番号を呼ばれたときに，えーっ，宝くじも当たらないのに当たってしまったっていうような感じで，高ぶった気持ちで宣誓して，数時間のうちには法壇に座って裁判が始まっているという状況でした。いろんな裁判員の方がいらっしゃると思うんですけれど，私は歳なので，気持ちの切り替えというのが遅くて，最初の証人の尋問とかは，耳に入っているのか入っていないのかというような状況で進んでいきました。裁判官の方とか裁判所の職員の方にはすごく気を遣っていただいて，

至れり尽くせりのような感じで対応していただいて，気持ちをほぐしていただいて，ものすごくありがたく思っています。自分の気持ちが裁判の中に入っていけるのに一日二日掛かったので，証人尋問のときに，ああいうことを質問すればよかったとか，こんなことを聞いておけばよかったとかいうようなものも後で出てきました。結局，被告人質問のところで質問をさせていただきましたけれど，それくらい時間が掛かってしまったという状況で，ああ残念だなという気持ちはあります。

この裁判につきましては，求刑が懲役１０年で判決が懲役９年ということで，他の方はどう感じているか分かりませんが，私自身は，昨日もテレビで最高裁での長野の殺人事件について報道がされていましたけれど，自分たちが出した判決に対して，覆っていくんではないかなというような心配，控訴されたのかな，という不発弾を抱えているような，ちょっともやもやとしたような気持ちがあって，スカッとしたような気持ちはないんですよね。それは何かといったら，やっぱり自分が関わった事件の判決がどうだったのかなと，量刑がどうだったのかという，心配というか，ちょっと不安があるというところがあるんです。

それと，今回の被告人は，放火を何回もしているんですが，やっぱり悪いことをしたんだったらこれくらいのものを受けなさいとか思うんですけれども，この裁判の後，新聞等を見ていますと，裁判員裁判で裁判すると量刑が少し重くなっているという感覚があると，この５年間で裁判官裁判では求刑以上の判決が出ているのは０．１パーセントで，裁判員裁判では１．５パーセントだったですか１．６パーセントだったですか，その辺の数字ははっきり覚えてないですが，裁判員裁判では十何倍というように重くなっているというふうに出ていたんですけれども，裁判官の方がどう思っているかちょっと分かりませんが，我々が関わった事件に対してはちょっと重たいような判決は出ていました。

司会者

ありがとうございました。ちなみに４番さんが御担当いただいた事件は，控訴なく確定したようです。

４番の方が冒頭おっしゃったことの関係で更に御感想をお伺いできればと思います。と言いますのは，裁判員に選任されてその日に公判手続に入り，いきなり証拠調べに入っていくのは大変だという声をいろんなところで聞いたことがあります。今回４人の方が担当された裁判の審理の経過を見ると，１番さんと２番さんは選任期日と公判期日の間に１週間とか６日間があり，３番さんと４番さんは選任期日と同じ日に審理に入っています。これは，全体の審理にかかる時間とか，複雑さとかいろんな事情で両方のやり方があるかと思うんですが，選任期日から公判期日の間に１週間空いてしまうと，高まったものが落ち着くのはいいんですが，また出てくるのが大変になってしまうのではないかという心配から，連続してお願いしたほうがいいのではないかということもあり，逆に，４番さんがおっしゃったように，特に一番最初の手続のあたりだと，まだ頭が真っ白で，法廷に入っていきなり始まっちゃったという状況もあるということから，少し間を空けてもいいんじゃないかという考えもあります。ただ，全体の手続が割と短い事件ですと，分けて休みを取っていただくのも御負担かなということで，まとめていっぺんにやってしまうことも多いのかなとは思います。裁判所によってやり方がいろいろあると思うんですけれど，それについて１番さん，２番さんは，間が空いて良かったか悪かったか，何か御感想があったらお聞かせいただけませんか。

１　番

即日決まってすぐに事件の内容に入るというのは想像していなかったものですから，私は気分の切り替えができてよかったと思います。

２　番

私は特に何も感じなかったです。即日審理に入れば，いきなりかと思うか

もしれませんが，特に期間というのは私にとって負荷はなかったです。

司会者

３番さんの場合には，即日審理に入って，被告人の健康状態の関係で一日空いて，また続きがあったようですけれど，その辺はいかがでしたか。

３　番

審理が午前中だけとか午後だけとか，不定期な感じにはなりました。私も午前中に選任されて，その日のうちに裁判が始まったんですが，選任のときに，大体どの事件かというのは分かるので，多分，私の場合は，間を置いてしまったら，過去の新聞を読んだりとか，自分でいろいろ情報を集めてしまうと思うんです。そうすると，かえって変な先入観を持ってしまうことになるのかなとも思いますので，私は，ただ巻き込まれたまま，真っさらな状態で入ったので，私はそっちのほうがかえって良かったと思っています。

司会者

ありがとうございました。まあ，その辺はケースバイケースで，裁判所としてもいろいろ工夫させていただいて，今日伺った御意見を参考に期日の入れ方を考えていくことにしたいと思います。その延長線上でといいますか，これから証拠調べの関係について御意見を伺いたいと思います。証拠調べに入ると，我々は冒頭陳述と言っておりますが，まず検察官がその事件で証拠によって証明しようとする事実は以下のとおりですという形で説明をされたと思います。いきなり証拠調べに入っても何が何だか分からなくなるので，事件の全体がどんなもので，どういう点についてこれからの証拠調べの中で注目してもらったらいいのかというのを，検察官の立場，弁護人の立場から説明し，裁判員の方，裁判体に分かってもらうというところが狙いの手続だと思うんですが，その辺，率直にどうだったのか，御感想，御意見を伺えればと思います。どなたからでも結構です。まずは検察官の冒頭陳述についてどうでしょうか。

１　番

裁判というのはテレビで見るしか経験がなかったものですから，弁護人，検察官の話を直に聞くということは，私にとってはとても興味がありました。それで，検察官から図面とか写真とかそういうものを出していただいて，事件のあらましを説明されて，私は事件の内容が良く分かりました。そして，弁護士の方が，そうではない，こうではないという弁護をされる。最初は，どちらにも傾くということもなく聞くことができました。ですから両方の説明は私には良く分かりました。

司会者

ありがとうございました。特に１番さんの場合は，先ほど言った病気みたいなもので，普通の判断能力なり行動をコントロールする能力がかなり落ちていたという弁護人の主張があったということですね。

１　番

でも検察側とすれば，そんなことはないとか，そんなに大したことではないんじゃないかと。

司会者

その辺の主張が対立しているというところは分かりやすかったということですね。ほかの皆さんはいかがでしょうか。

２　番

素人の発言になってしまうんですが，検察官も弁護人も，ここまで奥深く調べ上げているんだなということは感じました。ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが，すごい大変な仕事だなということは感じました。そのかいあって，事件の詳細も分かりやすく，事件の中に入っていけました。分かりやすいの一言に尽きました。

司会者

ありがとうございました。ちなみに２番さんの事件では，検察官はＡ３の

用紙１枚くらいのカラフルなメモを用意して，それを見ながら冒頭陳述をされたと思うんですが，弁護人はどんな冒頭陳述をされたんですか。

２　番

弁護側からの主張も分かりやすかったので，何かしらの書面は提出されていたと思いますけれども，そこはしっかり覚えていません。

司会者

分かりました。３番の方はいかがでしょうか。

３　番

一番最初に，裁判官の方から，冒頭陳述では，検察側と弁護人が，それぞれこうだと思っていることを言いますから，と聞いていたので，お互いはこういうふうな事件と思っているんだなという感じで，鵜呑みにはしないように，一歩引いたような形で聞いていました。検察の方からは，カラフルできれいな資料が出て，こうだからこうだ，それによってこうだという段階を踏んだような形のものが出ました。経過が長くあった事件だったので，とても事件が追いやすかったというか，事件が分かりやすかったです。弁護人の方からは，横書きで文章になったものが出たんで，ぱっと見て分かりやすいかというと，比べてしまうと検察の資料の方が分かりやすかったんですけれど，でも口頭でも補足の説明を十分にしていただいたので，内容自体はよく伝わったと思います。

司会者

ありがとうございます。４番の方は先ほどの話ですと，そもそも冒頭陳述は大分入りづらいタイミングだったと思いますが，御印象に残っていること，何でも結構です。いかがでしょうか。

４　番

冒頭陳述という言葉自体も，新聞や小説ぐらいでしか見たことがなかったので，最初，これが冒頭陳述なのかという感覚で聞いていました。一番最初

に気がついたというか，感心したのは，検察側の方からは，すごく分かりやすく一から十まで細かく説明した時系列のような形で表示されて，言葉にこれから気をつけなければいけないなと思いながら時間を過ごしていたという感じです。

司会者

弁護人の冒頭陳述で何か気付いた点はありましたか。

４　番

箇条書きみたいな文章が出てきて，それはそれで分かるんですけれども，文章で見ているのと時系列みたいな形で説明されるのとでは，全然理解するのが遅くなりますのでね。それともう一つは，弁護人のしゃべり方によって，聞いていても分かりにくいようなところはありました。

司会者

最後のところですけれども，しゃべり方というのは，声が小さいとか発音が不明瞭とかいろんなケースがあると思うんですが，どういうところが聞き取りづらかったんでしょうか。

４　番

言葉が，最後がちょっと尻すぼみのような形で，理解しにくいようなところはありました。

司会者

ありがとうございます。語尾がもやもやっとしてしまう場合が時にあるかと思いますが，そういうところですかね。この辺は私自身も裁判員の始まりのころから様子を拝見していて，検察官は検察庁の中でかなりトレーニングというか，ちゃんとしたプレゼンテーションの練習をされていて，組織的に良く準備をされているので，検察官の発言が聞き取れないとか分かりにくいということは少ないのかなと思います。弁護士さんの場合はそういう組織ではありませんので，個々の弁護士さんが，自己研鑽と言いますか，弁護士会

でも研修みたいのがあって，そこに参加されている方もいらっしゃいますけれども，検察官のように一律に組織的にバックアップというのが難しいということもあり，人にもよるとは思うんですが，あまり口頭での説明がお上手ではないという方もいらっしゃいます。おそらく弁護士会の方では，そういうところを注意していろいろな研修をやっていらっしゃると思うんですが，ときどきそういう声は聞かれるところです。冒頭陳述について検察官，弁護士さんの方で，この段階で何か御質問があればお聞きしておきますが，いかがでしょうか。

中野弁護士

冒頭陳述をするに当たって，言葉の選び方，例えば「車」と言えばいいのに「車両」と言うとか，難しい言葉を使うことで，言葉の意味がよく分からないとか，そういう印象を持たれることはありましたか。

司会者

専門用語というか業界用語というか，そういう言葉で意味が理解しづらかったことがあったでしょうかという御質問ですが，いかがでしょうか。

１　番

私は別になかったと思います。そういう難しいと言われる言葉も，テレビの裁判の場面ではよく使われるもんですから，そういうものに慣れていて，そういう知識があるので，割と難しいと思った言葉はなかったと思います。

司会者

言葉の面で意味が取りづらかったということがもしおありならば，いかがでしょうか。特にないと言うことでよろしいですか。

検察官からはよろしいいでしょうか。

髙橋検察官

結構です。

司会者

次に，書証と人証，これが専門用語ですけれども，供述調書などの書面の証拠と，事実を体験した人が証人として出てきて，法廷で証言するという，証拠の調べ方が大きく分けて二通りあるかと思うんですが，それぞれを御経験されて，書面と証人尋問ではどちらが分かりやすかったか，どちらが印象に残ったかお伺いしたいと思います。

１　番

私は補充裁判員だったものですから，何か正規の方よりは肩の荷が軽いような気がして，両方の資料をよく見比べることができました。やっぱり，文章だけでは分からないものは図面で出てきたり，あるいは，病気の状態をお医者さんが来て説明したりして，私は，よく分かったような気がしました。

司会者

他の方はいかがですか。

２　番

被告人は罪を認めていましたし，書面だけではなくて言葉でも反省の色を見せていたので，疑う余地もなく，分かりやすく，特に疑問にも思わず最後まで進んでいったと思います。

司会者

事件が多く，しかも放火ということで，現場の写真や図面などが多かったのではないかと思いますが，その辺はそれぞれよく整理されていて分かりやすかったですか。

２　番

ここまで資料って提示するものなんだなと思いまして，本当に資料の多さにはびっくりしましたけれど，多い分だけ全体の内容というのはつかみやすかったです。

司会者

３番の方，いかがでしょう。

３　番

証人尋問とか被告人質問の方が印象に残っています。証拠は，例えば，松葉杖が実際に法廷に出てきたりして，それを見てとても衝撃を受けたというか，生々しい感じがあって，それも印象に残っているのですけど，やっぱり被告人がいろいろ質問される中で，あれ，なんかさっき言っていたこととちょっと違うぞとか，書面に書いてあることとちょっと違うことを言ってるなっていう印象を受けたりとか，証人の方が，すごく被告人を想うような発言をされて，私がもし同じ立場だったらこうはできないなということをすごく感じたりしたので，とても印象に残っています。証拠の方は，よく整理されていて分かりやすかったですし，さっきも申し上げたとおり，遺体の写真とか，そういうものはなくて，図面で示されたりしたので，分かりやすく，かつ，あまりショックじゃなく，生々しくなく，っていう印象があります。

司会者

ありがとうございます。４番の方いかがでしょう。

４　番

写真とかそういうものを見ていますと，次から次へと変わっていきますので，目に焼き付けるような時間というんですか，あっ，さっきのはどんなだったかなっていうようなところはありましたけど，全体的に細かく説明していただいていますから，分かりやすかったです。それと，被告人への質問等につきましても，こういうこと聞いてもいいのかなとか，自分が被告人の立場に立ったときはこうするけども，どう思っているのかな，とかいうようなことがあったので，質問してもいいだろうと思って質問したんですけれども，ちょっと躊躇するようなところはありました。１回質問すると，次これも聞いてみよう，あれも聞いてみようと思う気持ちは出てくるんですけどもね。

司会者

ありがとうございました。そうすると，供述調書の読み上げが長かったと

いうような印象は特にないですか。図面とか写真とかいうものはそんなに調べる時間はないとは思うんですが。あとは，だいたい大事なところは証人なりの法廷での供述，証言という形で手続はされたということでよろしいでしょうか。

次に，その先の検察官の論告，それから，弁護人の弁論というものが，評議の中で判断すべきポイントにかみ合って，一貫してされていれば，評議室に入ってすぐに実質的な評議に入りやすいかと思うんですが，実際のところ，すぐに実質的な意見交換ができる状態だったのかというところをお伺いしたいと思います。１番の方が御担当いただいた事件は，責任能力という点で争いがあったわけですが，２番から４番の方々は，いずれも基本的には事実には争いがなく，量刑がポイントの事件だったと思います。量刑というのは，なかなか，皆さん入りづらい世界かなという気もするので，実質的にすぐに評議に入れたのかどうか，その辺り，どんな御印象でしょうか。

１　番

裁判員裁判の評議に入るときには，補充裁判員は別のテーブルから見ているので，本当に補欠なんですね。裁判員の方が裁判官の方と話をして，その後に，じゃあ補充裁判員の方の御意見は，というような形で，全く別冊付録みたいなもんなんです。前にこういう事件があって，こういう量刑になったんで，これを参考にしてこういう量刑を要求しているんだなということは分かりましたが，何となく，私個人の感覚ですが，ああいう場にいて，一緒に並んでいるのに，裁判員と補充裁判員との立場の違いというは，何となくしっくりしないところがあるんですよ。最終的には，判決の時にも別々なんですけれど，まあ，所詮補欠かなと思っていたところです。

司会者

ありがとうございます。今回は特に４人の方のうち３人の方が補充裁判員ということで，しかも，裁判員が欠けることなく最後まで補充裁判員でいら

っしゃったということです。確かに，評議の場で裁判長から補充裁判員の方に意見を聞くことができることになっておりまして，御意見をお伺いすることは，ある程度は行われていると思うんですが，評議そのものは，裁判官３名と裁判員６名で行って，評決もその９名でするというのが法律の仕組みになっております。補充裁判員は，裁判員が欠けた場合にその手続を９名のままで行うために用意された制度ですので，私自身も裁判員裁判を経験する中で，補充裁判員の方には，同じ御苦労をいただいているのに，最後の評決，あるいは，判決の際の法壇に上がるか上がらないかというところで，区別しなければいけないというのは，非常に心苦しいということがしばしばありました。その辺は，制度的にやむを得ないところかとは思うんですが，裁判官もいろんな面で気を遣ってやっているかとは思います。９名でやるところを１１名で評議して評決したら，手続が法律に違反してしまうので，そこは，いかんともしがたいところなんですが，おっしゃる気持ちは，私どもも分かるというと僭越ですが，気にはしているところです。

２番の方も評議の際に同じテーブルについて意見を述べるように求められる立場ではなかったと思いますが，御覧になっていて，裁判員の方の様子も含めて，実質的な評議に入りやすい状況だったのか，その辺はいかがだったでしょうか。

２　番

私は，補充裁判員でしたので，話し合いに参加することはできなくて，横で聞いているだけかなと思っていたんですけれど，評決以外は，裁判長の方が，分け隔てなく，裁判員と同じように意見を聞いてくださいましたし，補充裁判員でしたが，すごく汲み取っていただいたなという気持ちでした。実際，裁判の中で質問することはできないんですが，疑問が何点かありまして，それを裁判官の方から聞いていただいたんで，蚊帳の外じゃなくて，すごく参加できてるなっていう実感はありました。

司会者

最後におっしゃった，裁判官から聞いてもらったというのは，被告人とか証人への質問のことでしょうか。

２　番

そうです。

司会者

分かりました。ありがとうございます。３番の方，いかがでしょうか。

３　番

私は，最後の評決以外，話し合いの場では，全く平等に話を振っていただきましたし，振られなくても，私の方から発言したこともあったんで，話し合いにちゃんと参加したという実感があります。御高齢の方が被害者の事件だったので，病気があったかなかったかみたいな話になって，すんなり，じゃあ量刑はっていうふうに入ったわけでもなかったんですけど，そこの整理がきちんとできた後は，すんなりと，話し合いと言いますか，意見表明と言いますか，そういうふうになったと思います。

司会者

ありがとうございます。４番の方は，評議に入ったところ，どんな感じだったでしょうか。

４　番

評議に入って，裁判官の方って大変だなっていうことを一番先に感じました。なぜそう感じたかというと，一人の赤の他人の人生を決めるわけですから，そういうお仕事もあるんだっていうような感じで，自分がその中に入ったと思ったら，やっぱりちょっと気を引き締めて，話を聞いていました。裁判官から，評議について細かく御説明いただいて，すごく理解しやすかったんですけども，その中で自分の考えを言ったときに，正々堂々と言えるっていう雰囲気がありました。ですから，私としては，すごくやりやすかったと，

お話ししやすかったというふうに感じています。

司会者

ありがとうございました。日本の裁判員裁判というものは，割と世界の中でもユニークな仕組みになっていると思うんですね。職業裁判官と，法律について素人の，しかも刑事裁判を初めて経験される一般国民の方が，同じテーブルで判決内容について協議をして決めるというは，あまり他の国にないものだと思います。それで，裁判員の方の，素人で，初めて刑事事件を経験されることによる強みと，刑事裁判を専門家として何回か経験している裁判官の持つ強み，それから，逆にそれぞれが持つ弱みを補って，強みが協働して発揮されるというのが理想なんだろうと思うんです。その上で，裁判官が事件の中身を裁判員のみなさんにいろいろ説明して，お教えするという形ではなく，裁判員の方に事件の中身を審理の中で十分に御理解いただいて，率直に，初めて経験されたお立場で，御意見を言っていただくということが望ましい形であり，また，裁判官は，専門家として，法律の解釈ですとか，手続についての経験に基づく知識とか，そういうところはお教えする。ただ，事実とか，あるいは，刑を決めるに当たっては，それぞれの持っている感覚を交換するということが理想なんだろうと思うんですね。それを，実質的に，効果的に実現するためには，やっぱり，法廷の最終弁論までの手続の中で，裁判員，補充裁判員のみなさんに，その事件で何がポイントで何を議論して結論を決めるのかというところが明確に分かっていただけていることが大事だろうと思うんです。そこが，必ずしも焦点がはっきりしないとなると，みなさんの考えていることがいろんな方向になってしまうということもあるでしょうし，裁判官が，その分を評議の際に説明し直すというようなことになってしまう。説明というのは，ある程度，当然必要だとは思うんですけれども，その説明の在り方そのものが，事件の証拠について，逐一また説明して解釈して差し上げるということではないんだろうと思うんですね。もちろん，

前提としての法律の解釈の仕組み，例えば，量刑っていうのはこういうふうに決めることに法律でなっていますというあたりをですね，いろんな形で御説明して，法の解釈・適用については，専門家としてお話をすると思うんですが，具体的な事件での刑，あるいは，事実に争いがあるときの証拠の見方というのは，それは全く対等の立場で意見交換をするのが理念だと思うんです。今回は，ほとんど量刑にかかわる事件だろうと思うんですが，裁判官の説明で，一般的な刑の定め方ということ以外に，具体的な事件の刑について説明があったというか，そういう感じを受けられているのか，それとも，皆さんの方が，証拠を全部見て，意見を聞いて，感じられたところから，各自で量刑の意見を言い合って最終的に刑を決めたという感じなのか，その辺のざくっとした感じはいかがでしょうか

１　番

量刑に至るまでに，検察の方で，懲役何年という話があって，弁護側からは，これくらいだろうという話がありました。私としては，二つ足して２で割ると，大体これくらいになるのかなあなんて予想はしていました。私の事件のときには，そういう前例がなかったものですから，よく協議をして，それで最終的に刑が決まったんですけれども，私としては，弁護側，検察側の刑の要求から，大体こんなもんかなと感じていました。

司会者

ありがとうございました。２番の方，いかがでしょう。

２　番

私の場合は，検察側からは懲役何年ということでしたが，弁護側からは，何年ということではなくて，被告人の今までに至る経緯の中で，いろんな要因が重なって，被告人だけのせいではないという発言がありまして，少しでもそれを汲み取っていただいて，刑を軽くしてくださいという内容だったんです。それで，評決の方に進みまして，私は補充裁判員なので実際には権限

はないんですけれども，私が思った刑と近い判決だったかなという気はしました。

司会者

ありがとうございました。３番の方，いかがでしょう。

３　番

前例と言いますか，前にこういうケースだったら，こうなんですよとか，懲役何年から何年の間はこれぐらいなんですよという資料みたいなものは見せていただいたんですけど，それはそれとして置いておいて，全く今回のものは今回のものとして，私も含めて，裁判員の方々も，自分はこうだと思うというような意見を言って，話し合いが進んでいったように思います。個人的な印象としては，たぶん裁判官の方がやったら，出た結論とたぶん違う結論だったのかもしれない，素人というか，個人の感情が入っちゃう部分もあって，大分違うものになったのかなという思いもあるんですけど，それが市民が入る，市民の感覚で裁判をするっていうのになるのかな，これで良かったのかなという部分と，プロの領域の部分，弁護士さんも検察の方も含めて，プロの方がやることに，素人が引っかき回したんじゃないかなっていうような思いは，終わった今でもやっぱりちょっとあります。

司会者

ありがとうございます。４番の方，いかがでしょう。

４　番

裁判官の方から，類似事件については，これくらいですっていうような説明をいただいて，すごく分かりやすく，自分なりに，この事件については，これくらいの刑だなって感じたのと同じに思いましたので，量刑についての迷いとか不安とかいうようなことは特になかったです。ただ，被告人がどう感じるのかなっていう，相手のことをちょっと考えたりすることはありましたですけれども。

司会者

ありがとうございました。そろそろ予定の時間になってきました。今回の意見交換会の結果の概要は，裁判所のホームページにも掲載をさせていただきたいと思っておりますので，今日お集まりいただいたみなさんから，裁判員裁判にこれから参加される方々に向けて，メッセージといいますか，一言ずつお伺いできればと思うんですが，お願いできますでしょうか。

１　番

裁判員裁判に参加してみて，いい経験をしたと思います。これから幾人もの裁判員が誕生すると思うんですけれども，経験してみることによって，自分の知らないこと，あるいは，やってはいけないことというのが目の前で分かってくるので，なるべく大勢の方が参加すればいいかなと思っております。

司会者

ありがとうございました。２番の方お願いします。

２　番

裁判員裁判に参加してみて，本当にいい経験になりました。自分の中で，裁判員になったら絶対質問しなきゃいけないみたいな感じがあったんですけれども，自分で言えなかったとしても，裁判官が代わりに言ってくださいますので，もし裁判員になった場合には，積極的に参加していただければと思います。１番さんもおっしゃいましたけれども，知らないことを知ることで本当に視野が広がります。この事件は，すごく大勢の人を巻き込んで，影響を与えていて，そういう裁判に参加することによって，一言で言えば，悪いことはしちゃいけないなっていう，本当に肝に銘じられるんじゃないかと思いますので，もし機会があったら積極的に参加していただけると良いと思いました。

司会者

ありがとうございました。３番の方，お願いします。

３　番

裁判員裁判は全く無縁のもので，裁判所にも入ったことがないというような自分でしたが，法律がとても身近に感じられたような気がしましたので，経験としてやってみることはいいなと思いました。時間的な拘束が厳しいとか，仕事の都合がつかないというハンデといいますか，デメリットもありますけれども，是非やってみたらいいんじゃないかなってお伝えしたいと思います。

司会者

ありがとうございました。４番の方，お願いします。

４　番

裁判員裁判に参加させていただいて，大きな言い方しますと，人生が変わりました，考え方変わりました，というようなことは言えると思うんです。テレビや新聞を見るにつけて，事件があると，自分だったら，こんなときはこんなふうに考えるなあというような，深く掘り下げた見方，読み方っていうことができるようになりました。最初はちょっと入りにくいですけれども，入ってしまうと，のめり込んでいってしまうような感じの裁判員制度だと思います。ですから，他の方も指名されたら，是非参加されたらいいと思います。ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは，一応，意見交換はここで閉めさしていただいて，記者の方，あるいは，検察官，弁護士さん，裁判官でもいいですが，質問があれば伺います。まずは，記者の方からご質問を伺いましょうか。

記　者（中日新聞社）

幹事社の方から，２点質問させていただきます。まず，法曹三者の方に伺いたいと思います。裁判員制度が始まって５年の中で，法廷戦術というか，

当初はこういう手法でやってきたけれども，最近はこういうふうに切り替えたとか，そういう変わった点があれば教えてください。また，変えた理由も具体的に教えていただければと思います。

司会者

まず，検察官いかかでしょうか。

髙橋検察官

徐々に変わってきている点はあるかもしれないですけれど，大きくやり方として変えた点は特にないように思います。

司会者

弁護士を代表してということでもないでしょうが，中野さんいかがでしょうか。

中野弁護士

我々は，裁判員裁判が始まって，いろいろな批判，弁護士のプレゼンテーションの在り方とか，そういうものを受けて，裁判員裁判に対応するための態勢，例えば，研修だとか，普通の国選の名簿とは別の裁判員用の名簿を作るとか，そういう，裁判員裁判に対応するためのものを現在進行形で行っているという認識でいます。各弁護士会によって違うと思いますが，長野県でもそういう声が高いように聞いていますので，いろいろな態勢を整えなければいけないというふうに考えているところだと伺っています。

司会者

裁判所はどうですか。

本間裁判官

まず，最近になって感じていることとして，量刑判断の枠組み，量刑の考え方，ルールですね，あと，それに関連しての量刑資料，量刑のグラフですか，これについては，早い段階で説明し，見せるようになってきているのかなあという印象を持っております。当初は，例えば，誘導になったりとか，

押しつけというふうに感じられてしまうんじゃないかということから，遠慮が少しあったのかなあという気がしております。ただ，この量刑の考え方についての共通認識を，裁判員，裁判官の間で持たないと，例えば，ポイントからずれた意見が表明され，それによって個々の裁判員の方が孤立し，場合によっては評議自体が停滞しかねない。この点については，例えば，裁判長の個人的な意見が出ますと，あたかも正解のように捉えられかねません。したがって，個人的な意見と一般的な説明は，きちんと分けた上，説明はできるだけ早く，しかも大事な点は繰り返す，そして，意見については，できるだけ最後の方に，というふうに，それぞれが心掛けているのではないかなあというふうに考えております。

司会者

よろしいでしょうか。

記　者（中日新聞社）

２点目の質問です。これは最後の方のことと少しかぶってしまうことでもあるんですけれども，制度開始以来さまざまな課題があると思うんですが，一般市民に他人の人生を左右することを決めさせるというようなことも当初から課題の一つに上がっていたかと思うんですけれども，この点について，裁判員経験者の方も含めて，率直な御意見をお伺いできればと思います。

司会者

先程来の御感想にも少し出ていたかと思いますが，刑事裁判，特に裁判員裁判というのは人の自由に関わる事件がほとんどですし，皆さんは御経験されていませんが，究極的には生命にも関わる事件も含まれるということになっております。そういう重たい事柄について一般国民の方が関与するということについて，どんな御感想か，御意見かという御質問かと思いますが，いかがでしょうか。

１　番

私がこの裁判員制度に関係する以前は，裁判官が犯罪者に対して量刑を決めるものだと思っておりました。今度の制度によって，全く赤の他人，一般市民がそれに参加して，その犯罪者の事の善悪に関して協議して，妥当な線を決めるというのは，ある面とても民主的になったのではないかというふうに私は思います。

２　番

もし自分が，死刑判決を出す事件に携わってしまったら，十字架を背負ってしまうかも知れませんけれど，懲役でしたので，特に精神的な苦痛ですとか，そういったものは全然感じませんでした。

３　番

裁判官だけで出したであろう結論と違うものが出たんじゃないかということに関しては，先ほども申し上げたとおり，市民感覚が活かされたということになるのか，それともプロの領域に素人が口を挟んで，ちょっと曲げてしまったのかというようなところは，正直に申し上げて，自分でも，両方の思いがあって，もやもやしています。あと，私は補充裁判員だったので，評決には関わっていないんですけれども，実刑判決，だれかを刑務所に入れる判断をしたということに対しては，やっぱり生々しい感覚がありますので，例えば，自分が裁判員だったりとか，死刑判決だったりですとか，例えばオウムのような社会的にとても大きな事件に関わるようになったら，心理的な負担はもっと大きかったんだろうと思います。

４　番

今後，他の方もいろいろ躊躇することはあると思うんですけれども，私は，そういうものに関わって，一人の人間の人生を変えてしまうということを考えると，やっぱり重大なこと，やっぱり真剣に取り組まないといけないと思います。

司会者

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

記　者（中日新聞社）

できれば法曹三者の方にもお伺いしたいんですが。

司会者

弁護士さんからどうでしょう。

中野弁護士

刑事事件の裁判制度をどういう姿にするかというのは，公正な裁判を実現するためにどういう制度を取るべきかということなんだと思います。そのための一つの在り方として，市民の皆さんを裁判体に入れて，裁判を行う，判断してもらうということは，公正な裁判にとって適切なことだと考えておりますので，それを批判したりするつもりは私はありません。

髙橋検察官

検察官個人としてどう考えるかと言うことについては，意見は差し控えさせていただきたいと思います。ただ，一般の方々の中に，被告人の人生を左右させかねないという点について心理的な負担を抱える場合があるという御意見があることは承知していますので，例えば，証拠調べの中ではなるべく心理的負担にならないようにする方法を考えたりするとか，裁判所の方でも裁判員裁判が終わった後のサポートの制度などが用意されていますので，そういった形で，検察官としてもサポートしていければいいなと考えています。

本間裁判官

これまでの裁判員裁判の経験を踏まえて一言言わせていただくと，法曹三者の見立て，見方と，一般の市民の方々の目線，視点，感覚，これを融合する形で，それぞれの裁判員裁判についての職責と言いますか，チームとしてきちんと結論を踏まえたものを出したのかなというふうに思っております。量刑については，考え方にのっとった枠の中であれば，どれが正解という話ではないんですね。逆に言うと，どれも正解ということですから，したがっ

て，この点は，皆さんと一緒にチームで出した結論，これが本件事案に相当だということでありますので，この点でも日本の裁判員制度というのは，世界に燦たる制度になりうるのではないかなというふうに個人的には思っております。

司会者

よろしいでしょうか。

記　者（時事通信社）

先ほど本間裁判官から，量刑判断のために最初にグラフを掲示するというような内容のお答えがあった中で，ポイントからずれた意見が出る場合があるとおっしゃられて，そういうことの予防措置としてというようなニュアンスでおっしゃられたと思うんですけれど，ポイントからずれた意見というのはどういう意味ですか。

本間裁判官

当然なんですけれど，裁判員の方々はそれまで法律とは特に関わらないでこられた方々です。そうすると白紙の状態で意見を言ってくださいと言っても，それは所詮難しい話なんです。量刑の関係で言いますと，当該事案に即した量刑の大枠というのがそれぞれ想定されているというふうに考えております。その大枠の中であれば，量刑の本質論からかけ離れた考え方というのは出てこないと思うんですけれど，そこの枠組みの説明がないままだと，先ほど言ったとおり少しずれた考え方によって，場合によっては評議自体が十分生かされない恐れもあるんじゃないかなというふうな，そんな懸念からのお話をさせていただきました。

記　者（時事通信社）

分かりました。あと，裁判員の方にもお伺いしたいんですけれど，今回争いがある事件が少なかったと思うんですが，例えば評議の中で，自分だけここはちょっと違うなというふうな意見があったりとか，例えば，裁判官に反

論したいなという思いがあったりとか，仮にそういうケースのときに，御自身が裁判員である場合，きちんと言えるような環境であったのかどうかというのを，ちょっと想定事案なんですけれど，教えていただけますか。

１　番

私の場合は，先ほどもお話ししたとおり補充裁判員ということで，正規のテーブルから一つ外れたところでお話を聞いていましたけれど，裁判長の方から丁寧にいろんな説明があったものですから，そういう丁寧な説明があった上での進行だったので，違和感は全く感じませんでした。

記　者（時事通信社）

例えば，自分がちょっと疑問に思ったりとか，逆に反論というか，ここはこういう見方もあるんじゃないですかというふうに提案をするようなことはできる雰囲気でしたか。

１　番

その場ではできます。できるし，そういう気楽に話をするような雰囲気でした。ですから，私の担当したときの裁判官は，歳も私よりもずっと若かったし，気さくな方だったので，皆さんそれぞれ自由な意見を言っていたと思います。

２　番

一つ一つの事案について，裁判官の方から投げかけてくれましたので，もしそういう投げかけがなくて，何かありますかで終わってしまったら，自分だったらこう思うんだけどなということで終わってしまっていたかもしれませんけれど，一つ一つすべてに関して意見を聞いてくださいましたので，疑問に思ったことはしっかりと質問できて，すっきりしています。

３　番

私の場合もテーブルこそ別でしたけれども，実際，活発にそれぞれ皆さん意見も言っていましたし，私も話を振られなくても，私は違います，こうだ

と思います，ということも言えましたし，ちゃんと意見をそれぞれが言える場でありました。

４　番

裁判員の方は名前ではなく番号で皆さんを呼びますので，私の場合は，どちらかと言うと，親しみ難い雰囲気でした。あくまで雰囲気的なものなんですけれど，裁判官の方はお名前が分かるので，裁判官とお話ししているほうが気楽に話せるというような感じで，自分の考えを言えるという雰囲気がすごくありました。

司会者

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

記　者（共同通信社）

先ほど３番の方が，裁判員になることで時間的な拘束，デメリットがあるということをおっしゃっていたんですけれど，裁判員に選ばれた場合，少なくとも３日以上は拘束されて，その間はもちろん仕事を休まなければいけなくなると思うんですけれど，１番から３番の方は，職業を持っていらっしゃるということで，裁判員に選ばれたことで仕事ができなくなるということに対して職場からどういう反応があったのかというのと，もし実質的なデメリット，あるのか分かりませんが，もしあったら教えていただきたいと思います。

１　番

私の場合は，みんなそれぞれ応援してくれまして，私の仕事は代わりにやってくれましたので，胸を張って堂々と参りました。行ってきた内容については話せないこともありましたけれど，今日はこんな様子だったよということはそれぞれ話して，最後に新聞に出たときに，こういう事件で俺は関係したんだよという話をして，納得していただきました。

２　番

私はサービス業なんですが，ちょうどお客さんが少ない時期と重なって，シフトも変えることができましたので，参加することができました。裁判員裁判ということで，休みの扱いも特別休暇ということにしてもらったんですが，実際，裁判員裁判に選ばれたからといって，どんな企業でも良い顔をするということはないと思うんです。特に零細企業だと，選ばれたとしても，休んでいる暇ないよという状況があると思いますので，もっと，国として裁判員裁判の大切さを訴えて，企業の協力を求めた方がいいというふうに感じました。

３　番

私は公務員でして，割と職場の理解があるといいますか，行ってきなさいと職場の方から言われましたし，選任のお便りが来るときも，この日とこの日は拘束されますということで知らせていただいているので，この日行ってきますけれどよろしいでしょうかということで許可をもらってきました。休暇の制度もありますので，多分普通の会社員の方がお休みするよりは，環境として恵まれていたんじゃないかなと思います。ただ，３月は，自分は繁忙期でございまして，たまたま予定のない週だったので良かったんですけれど，やっぱり仕事のしわ寄せは，出勤したときに書類が机の上に山積みになっていましたので，ある程度周りにも配慮いただいたり，迷惑をかけつつ来たかなという気はします。

司会者

ありがとうございました。ほかに御質問ありますか。

記　者（共同通信社）

本間裁判官にお伺いしたいんですけれど，先ほど４番さんがおっしゃられていたんですけれど，裁判員の方が出された判決について，その後どうなったかという，控訴があったとか，そういうようなアフターケアがあってもいいんじゃないかなという話もありますが，その点についてはどう思いますか。

本間裁判官

具体的な手続がどうなっているのかというのは，正確に承知していないところがあるかもしれませんが，例えば，裁判員，補充裁判員の方から裁判所に対して控訴が出ましたか，どうですか，という問い合わせがあった場合には，おそらくお答えしているのではないかなと思っております。特にそういうアクションがない場合には，裁判所からお伝えしているということはないんじゃないかなと思っております。

記　者（共同通信社）

一律で後で通知するとか，そういう仕組みが今のところはなかったりというのは問題点に感じられたりとか。

司会者

ちょっと補充させていただきますと，特に決まった取扱いというのはないので，各裁判体によっていろいろだと思うんですね。私が東京地裁にいたときは，正式な判決書ができた後に，仮名処理などをした判決書を裁判員と補充裁判員の皆さんにお送りしていました。その際に，お手紙をつけて，この事件は控訴になりました，あるいは確定しましたということをお伝えしていました。そういうことをやっている裁判体もあるんじゃないかと思います。手続として，そういうものが規律されているかというと，そういうものはありません。

記　者（共同通信社）

手紙というのは担当の裁判官の方が書かれたんですか。

司会者

私が作成して署名して，それを入れて，判決書をお送りするということをやっていました。東京地裁で私の部がやっていたというだけで，他の部は承知していません。

他に御質問はありますか。記者の方がなければ，弁護士さん，検察官の方

から何かありますか。

中野弁護士

裁判員裁判の中で，ここは一番集中できたとか，ここのパートはちょっと飽きてきたとか，つまらなかったとか，弁護士の反対尋問はいまひとつ分からなかったとか，全体の中での印象で，何かあれば教えていただきたいと思います。

１　番

双方とも真面目に一生懸命やっているという姿が見えました。ただ，先ほど，私が立場の違いというのを言ったように，検察側と弁護士では多少ニュアンスが違うんだなということは感じました。一生懸命やっているなということは感じました。

２　番

素人発言になってしまうんですが，弁護士さんの熱い答弁がすごく印象にありました。本当にすごいなという一言でした。

３　番

法廷でのやり取りのところがすごく印象に残っていて，被告人の御家族の方が証言台に立たれたんですけれど，とても気丈に答えられているというか，被告人を支えていくというようなことをおっしゃるんですが，それを引き出す弁護士さんのお話の持っていき振りですとか，そういうところも印象に残っていますし，逆に被告人の方を追い詰めるというか，切り込んでいくような検察官の方のお話しぶりも印象に残っていて，やっぱり法廷でのやり取りが一番緊張して見ていたので，一番印象に残っています。

４　番

全体的に印象に残っているんですけれども，やっぱり一番心を込めて，というのはおかしいですけれど，気持ちを入れて構えて考えたのは評議の席ですね。量刑を決めるとき，このときはやっぱり集中したような感じで緊張し

ました。

司会者

それでは予定した時間も参りましたので，この辺でよろしいでしょうか。

本日は遠いところからお越しいただきました元裁判員，補充裁判員の皆様，本当にありがとうございました。